

○人身安全関連事案への対処体制及び運用要綱の制定について（通達）

（平成 26 年 3 月 14 日岡生企第 213 号／岡少第 89 号／岡生環第 114 号／岡捜一第 43 号
／岡機捜第 13 号警察本部長例規）

（概要）

この通達は、人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案について、警察本部における一元的対処体制及び警察署における対処体制を定め、各対処体制の職務、運用に関し必要な事項を定めたものである。